

バス路線に関する生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

乗合バス事業については、平成 14 年 2 月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため、千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」（県、国、市町村及びバス事業者で構成）を設け、さらに各地域振興事務所及び交通計画課に「分科会」を設けて、地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議し、「地域間幹線系統確保維持計画」を策定することとしております。

このたび印旛分科会では、バス事業者から協議の申出のあった路線について協議を行いましたのでお知らせします。

なお、本件協議による「地域間幹線系統確保維持計画」の変更はありません。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

千葉分科会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通室
電話番号 043-223-2063

別記第 8 号様式

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会協議路線の軽微な変更について

令和 7 年 1 0 月 1 日

次の協議路線については、千葉県バス対策地域協議会運営要領 1 1 （1）に該当するため、事業者の協議申出を了承しましたのでお知らせいたします。

協 議 路 線				関 係 市 町 村	変 更 の 概 要 (運行形態・運行ルート・運行回数・運行主体・実施時期等)	備 考
事業者名	路 線 名	起点・終点 (経由地)	協 議 申 出 内 容 (実施予定年月日)			
京成バス 株式会社	北部循環線	草野車庫・ いきいきプ ラザ（八千 代台駅）	運行回数の変更 (令和 7 年 4 月 1 日)	千葉市 八千代市	・運行回数の変更（平均利用者数の少ない内回りと外回りの便をそれぞれ 1 便ずつ減便） 平均利用者数の少ない便（いきいきプラザ～いきいきプラザ間）を減便することで、必要な乗務員を減少させるため。	